

常滑市要領第 7 号

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領を次のように定める。

令和 7 年 6 月 27 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、常滑市コミュニティバスグリーン（以下「グリーン」という。）への広告の掲載に関し、常滑市広告掲載基本要綱（平成 20 年常滑市要綱第 15 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載箇所等)

第 2 条 広告の掲載箇所、規格、掲載料その他の条件は、募集要項で定める。

(広告の募集)

第 3 条 広告の募集は、市広報誌及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 4 条 グリーンに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載申込書（第 1 号様式）に募集要項で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、掲載の可否を決定したときは、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載可否決定通知書（第 2 号様式）により申込者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、その内容が適当と認められる広告の数が募集の数を超えるときは、申込順により掲載する広告を決定するものとする。

(広告内容の変更)

第 6 条 前条第 1 項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の 1 月前までに、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載内容変更届出書（第 3 号様式）に広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載内容変更承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第7条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- （2） 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正な行為があったとき。
- （3） 書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
- （4） その他市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

- 2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載取消通知書（第5号様式）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載を取り消したときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

（広告の掲載及び撤去）

第9条 広告の掲載及び撤去は、広告主が行うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、市長が指定する期日に行わなければならない。

（費用負担）

第10条 広告の作成、掲載、維持管理及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 掲載された広告が消失又は破損した場合において、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

- 3 広告の掲載、撤去作業等によりグリーンの車体塗装に剥離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

（広告主の責任）

第11条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- 2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない

ない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月27日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

常滑市長 様

団体名
代表者氏名
所在地
電話番号

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載申込書

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領第 4 条の規定により、
次のとおりグリーンへの広告掲載を申し込みます。

掲載希望場所	☐ 車内上部（ 枠） ☐ 車内運転席後ろ ☐ 車外左側側面窓 ☐ 車外後面窓
掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
掲載料	金 円

誓約事項（☐に✓を入れてください。）

- ☐ 法令等に違反していないこと。
- ☐ 指名停止措置を受けていないこと。
- ☐ 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- ☐ 常滑市税等の滞納がないこと。
- ☐ 市が納税状況について確認することを了承したこと。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

常滑市長

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載については、次の
とおり決定しましたので、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載
要領第 5 条の規定により通知します。

決定区分	☐ 掲載可 ☐ 掲載不可
掲載箇所	
掲載期間	年 月 日～ 年 月 日（ か月）
掲載料	金 円
掲載料納付期日	年 月 日
掲載しない理由	

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

常滑市長 様

団体名
代表者氏名
所在地
電話番号

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載内容変更届出書

グリーンに掲載した広告の掲載内容を変更したいので、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	
変更理由	

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

常滑市長

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載内容変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで届出のありました広告の掲載内容の変更については、次のとおり決定しましたので、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領第 6 条の規定により通知します。

決定区分	☐ 承認 ☐ 不承認
承認しない理由	

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

常滑市長

常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載取消通知書

年 月 日付けで常滑市コミュニティバスグリーンへの掲載
を決定しました広告につきましては、次の理由により掲載を取り消し
ましたので、常滑市コミュニティバスグリーン広告掲載要領第 8 条の
規定により通知します。

取消に係る広告	
取消理由	